

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（二級基準点、三級基準点、三級水準測量）

三 作業地域

高崎河川国道事務所管内（群馬県高崎市から埼玉県児玉郡上里町）

四 作業期間

令和三年十一月十二日から令和四年二月二十八日まで